

令和8年度 途上国森林プロジェクト連携推進事業 仕様書

1 件名

令和8年度 途上国森林プロジェクト連携推進事業

2 背景及び目的

2015年12月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）においては、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力を追求することのほか、全ての国が削減目標（NDC）を5年ごとに提出・更新すること、市場メカニズムの活用が位置づけられた。

パリ協定5条では、第1項で温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきとされ、森林の重要性が明記されているほか、第2項で途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（以下「REDD+」という。）の実施と支援を奨励することが明記されている。加えて、IPCC「1.5°C特別報告書」では、地球温暖化の1.5°C抑制に植林等の活用が必須とされている。

全世界的にREDD+や植林の森林プロジェクトを推進していくために必要な資金枠組みとして、緑の気候基金（GCF）等公的資金メカニズムの他、森林分野由来の緩和成果を炭素クレジットにする動きが活発になっている。このような中、民間事業者の炭素クレジット取得への参入は、REDD+や植林の森林プロジェクトを推進するための鍵となる。

我が国は、パリ協定第6条に基づき、民間事業者による投資を通じて途上国の緩和活動に貢献し炭素クレジットを獲得・活用する二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）¹を推進している。林野庁としても、民間事業者主導によるJCMの下でのREDD+活動や植林（以下「JCM森林分野」という。）を推進することとしている。そのための環境整備、具体的にはREDD+や植林関連のルール（ガイドライン類）について、JCM締結国（以下「パートナー国」という。）政府との協議・合意に向けた調整を行っている²。これまでに林野庁はカンボジア政府及びラオス政府との間で、2020年以前に実施されたJCM-REDD+を対象とするガイドライン類を策定³しており、それに基づいて我が国の民間事業者がJCM-REDD+プロジェクトを進めてきた。

パリ協定第6条の市場メカニズムについては、2021年の第26回締約国会議（COP26）において大枠が合意され本格的な実施フェーズに進み、残っていた運用詳細も2024年の第29回締約国会合（COP29）で決定され、完全運用化が実現した。これらの内容及び運用にあたってのフォローアップの議論は、JCM森林分野のガイドライン類に適切に反映する必要がある。林野庁では、令和4年度から6年度にかけて実施した「途上国森林プロジェクト環境整備事業」及び令和7年

¹ 外務省「二国間クレジット制度」：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html

環境省「JCM（二国間クレジット制度）について」：<https://www.env.go.jp/earth/jcm/index.html>

² 林野庁計画課海外林業協力室「3. 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）、並びに二国間クレジット制度（JCM）でのREDD+や植林の推進」：
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/index.html>

³ 当ガイドライン類はJCMウェブサイトに掲載されている。：<https://www.jcm.go.jp/>

度から実施している「途上国森林プロジェクト連携推進事業」において、パリ協定の内容に対応するとともに、植林を対象に含めた新たな JCM のガイドライン類の日本政府案を作成・公表しており、JCM 森林分野プロジェクトの実現可能性が高いパートナー国と順次協議を進めている。令和 7 年 11 月には、フィリピン政府との間で、パリ協定に対応した JCM 森林分野のガイドライン類が初めて合意された。これにより、フィリピンにおいて、我が国の事業者が JCM 制度のもとで REDD+ もしくは植林を実施し、NDC に活用可能な JCM クレジットを申請することが可能となった。

今後、JCM 森林分野プロジェクトの拡大を図るためには、森林分野のガイドライン類を策定するパートナー国の増加を目指すと同時に、我が国民間事業者によるプロジェクト実施が促進されるような支援等を実施することが重要である。このため、本事業では、国際的な動向を踏まえつつ、JCM 森林分野のルール改善やパートナー国拡大、及び我が国民間事業者によるプロジェクト実施に資する支援を行い、JCM 森林案件の実施促進を通じて、気候変動緩和及び我が国の温室効果ガス削減目標達成に貢献することを目的としている。

3 事業内容

受託者は、本事業の目的を踏まえ、以下のとおり、(1) 国際的な議論への参画及び JCM 森林分野のガイドラインの整備、(2) JCM 森林分野のパートナー国拡大及び民間事業者の支援、(3) 気候変動の議論や海外の森林案件の動向に係る調査・情報収集を実施することとする。

なお、実施スケジュール及び実施体制（本業務の従事者の所属、専門性・実績に関する情報や情報管理体制の整備状況含む）を契約締結後 10 日以内（行政機関の休日を除く。）に、林野庁森林整備部計画課海外林業協力室の事業担当者（以下「林野庁担当者」という。）に提出する。

また、実施内容や進捗状況等については、四半期ごとに報告することとするが、パートナー国の状況等に応じて会議の開催時期や開催回数に変更が生じた場合や追加的に情報収集や資料作成の必要が生じた場合等には、林野庁担当者に相談しその指示に従い実施する。

(1) 国際的な議論への参画及び JCM 森林分野のガイドラインの整備

ア UNFCCC 関連会合等の国際的な議論への参画と対応

CMA4 決定⁴では、国連が設立した 6 条 4 項監督機関⁵において、吸収活動及び方法論に関し、適切なモニタリング、報告、会計・クレジット期間、反転対処、リーケージの回避、環境的社会的な悪影響の回避などを含む追加的な推奨事項を検討することになっている。これらを含む 6 条 4 項監督機関の議論に際し、国際ルールが JCM 森林分野の実施方針と整合するよう、必要に応じて各会合における対応について提案等を行う。

その一環として、令和 8 年 11 月にトルコで開催が予定される第 31 回締約国会議(COP31)等に関し、REDD+ や市場メカニズム等の森林に関連する会合（Web 会議やオンラインセミナーを含む）等について、可能な範囲で現地参加（必ずしも COP31 全日程に参加する必要はなく、8 日間前後でも可）し、各国政府関係者、国際機関、NGO 等が発信する関連情報を収集するほか、JCM に関するバイ会談や関係団体・国との意見交換への対応、会議資料の各種分

⁴ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma4_auv_14_PA6.4.pdf

⁵ <https://unfccc.int/process-and-meetings/bodies/constituted-bodies/article-64-supervisory-body/meetings-of-the-article-64-supervisory-body>

析や議事録を含む資料作成を行う。加えて、令和8年6月に予定されている補助機関会合（SB64）及びこの期間によらず開催される関連会合において、森林関連の議題が議論される際には、必要に応じ、オンラインやウェブにより情報収集等を行う。なお、COP31において、参加する又は情報収集を行う会合等の日程等については、林野庁担当者の指示に適宜従うこととする。

また、日本から UNFCCC 事務局に提出する6条初期報告、及び当報告の専門家レビューなどの国際報告や審査において、森林分野の事項についてその回答や対処方針の作成を支援する。

イ JCM 森林ガイドライン改訂に関連する課題の検討と整理

前年度までの検討や最新の国際的な動向、国際審査の結果等を踏まえ、JCM パートナー国の森林政策に関する必要な情報収集及び分析を行いつつ、JCM での取り扱いを整理し、ルール改善又はガイドライン類の条文の修正・追加を検討し具体的に林野庁に提案する。

検討課題としては、①バッファ制度の運用（事業者の責務の範囲を含む）、②監視期間中及び監視期間以降の非持続性リスク対処（補填）の方法、③森林経営や補植等を通じた炭素蓄積の向上や土地転用のない森林でのプロジェクトの取扱い（REDD+との整合含む）、マングローブ植林等における追加検討、④セーフガード規定の運用（第三者機関又は第三者認証による審査が可能かどうか、植林は REDD+より簡易な方法にできるか、プロセスの改善は必要か）、⑤森林分野の参照レベル設定における BaU(Business as Usual)と保守的な参照レベルの考え方の整理を含む。

なお、森林分野の JCM ガイドライン類の修正の検討に当たっては、必要に応じ、関係省（外務省、経済産業省、環境省等）、JCM 実施に関心のある民間事業者、その他知見を有する機関や有識者へのヒアリングを行い、その内容を林野庁に報告する。

(2) JCM 森林分野のパートナー国拡大及び民間事業者の支援

ア JCM 森林分野のガイドライン類の二国間合意を目指すパートナー国等への説明等

JCM 森林分野のガイドライン類の二国間合意がされていないパートナー国等から、JCM 森林分野に係る取組に対して関心が示された場合又は対外的な説明の必要性が生じた場合、林野庁担当者と相談の上、必要に応じ、説明に使用する資料の作成、説明及び質疑対応を行う（3か国程度）。

必要に応じて、JCM 森林分野ガイドライン類等のパートナー国現地語への翻訳を行う（下記イも同様）。

イ JCM 森林分野のガイドライン類についての二国間協議の実施支援

JCM 森林分野のガイドライン協議促進のためのワークショップを、パートナー国等（1～2か国程度）を対象として、日本、パートナー国又は第三国等において開催する（対面、オンライン、又はそのハイブリッド形式。参加者が40名程度のワークショップを、1～2回程度開催することを想定）。

開催に当たっては、会議招待参加者等との連絡調整、オンライン設定、必要機材・設備及び

通訳の手配、議事進行、議事録作成等の必要な業務を実施する。参加者は政府関係機関（地方政府を含む）、REDD+や植林を支援している他ドナー、当該パートナー国等でのJCMプロジェクト実施に関心の高い企業等を想定し、林野庁担当者と相談の上決定する。

パートナー国との間でJCM森林分野のガイドライン類に係る協議が開始された場合には、当該国向けのガイドライン案及び説明資料の作成、ガイドライン類の協議・採択に向けた連絡調整、協議における資料説明や質疑応答等の協議補助、協議後の論点整理や対応案の作成支援等の必要な業務を実施する（2カ国程度）。

ウ 提案方法論及びプロジェクト設計書等の事前審査

JCM森林分野に関するPIN、提案方法論、プロジェクト設計書、セーフガード関連文書（SGIP、SGPR）について、JCM合同委員会（JC）に提出された際又は事前に、関連するガイドライン類に沿ってその妥当性を確認し、その結果等について林野庁担当者に報告する（10件程度を想定）。また、JCがそれらの文書を審査する際に確認すべき項目を整理するとともに、必要に応じ、専門知識を有しプロジェクトの直接の利害関係者でない第三者に確認・検討を依頼する。

エ JCM合同委員会（JC）等における対応

JCにおいて森林案件が議題になる場合は、パートナー国や我が国関係省庁等と適宜連絡を取りつつ、JC及びその関連会合で使用する資料を事前調整・作成する。また、JC及びそれに関連する会合（オンラインを含む）に出席し、必要に応じてJCM森林分野ガイドライン類、提案方法論、プロジェクト設計書、セーフガード関連文書に関する説明及び関連する質疑に対応する（合同会議への出席回数は3回程度、関連する会合への出席回数は6回程度を想定）。会議後は速やかに森林分野の議題部分の議事録を作成するとともに、使用した資料の修正等が必要な場合は対応する。

オ JCM森林分野についての民間事業者説明

JCM森林分野での案件実施を検討する民間事業者を対象に、ガイドライン類の説明と意見聴取を行う対面またはオンラインによる公開説明会（2回程度）の開催支援を行う（資料作成、事務局運営、議事録作成等）。

JCM森林分野での案件実施を検討する民間事業者から、候補国、対象地、実施体制の構築、活動の具体的内容、緩和成果の測定方法やスケジュール等の相談があった場合、森林分野ガイドライン類の内容等に基づいて主体的に説明や助言を行う（20件程度を想定。状況に応じ要相談）。

カ JCM森林分野の案件形成に向けた現地調査の実施

パートナー国でREDD+や植林活動やJCM登録に向けた調査を行う民間企業等を対象に、案件形成の実現可能性について民間企業等に同行して現地調査を行うとともに、PIN、方法論、PDD作成等に向けた指導・助言等を行う。事業者の選定等については、具体的な案件形成に資する可能性が高い事業者を林野庁担当者と相談の上決定する。

(3) 気候変動の議論や海外の森林案件の動向に係る調査・情報収集

ア 国際的議論の動向についての調査・分析

(1) で参画した結果を含め、6.4 監督機関会合で採択された文書等のパリ協定 6 条関係の決定事項の内容及び JCM 森林分野への影響について情報収集及び分析を行うとともに、その内容を林野庁に報告する。

イ 関係国における REDD+や植林分野の炭素クレジット活用に向けた動向に関する情報収集・分析

森林分野の JCM パートナー国及びパートナー国となる可能性が高い国について、REDD+や植林に関する政策や関連する取組の実施状況、REDD+のネスティングに関する方針、国際移転を含む炭素クレジットの活用に関する国内制度と実施方針等を調査・分析・整理する。

また、JCM 森林分野に影響を与えるものや参考となる内容がある場合、速やかに林野庁に報告する。

ウ 民間カーボンオフセット制度及び国際民間航空機関 (ICAO) によるクレジット活用等に関する最新動向の調査・分析

Verra (VCS、JNR) や ART-TREE (この基準を活用した LEAF Coalition 含む) のボランタリークレジットスキーム、世銀 FCPF の炭素基金、ICAO が採択した国際民間航空のためのカーボンオフセット及び削減スキーム (CORISIA : Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation) における REDD+や植林に由来する炭素クレジット活用等に関する最新動向を調査・分析・整理する。特に、上記のスキームで認められている森林関係の方法論について、内容を調査するとともに、JCM 森林分野のガイドラインで定めている基準との違いや共通点を分析・整理する。

また、先進国等の排出権取引制度、企業の森林クレジットの需要に影響を与え得る SBT (科学に基づく目標) 基準、森林を含む土地利用分野における GHG プロトコルや ICVCM (自主的炭素市場の十全性評議会) といったイニシアティブ等の動向について、情報収集と整理を行う。

(4) 報告書の作成

(1) から (3) の実施内容について報告書を作成する。なお、報告書については、12 月末を目処に暫定版を林野庁に提出するとともに、事業期間終了時に林野庁担当者の了解を得た最終版を提出する。

4 事業期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日 (金) までに本事業に係る全ての業務を終了する。

5 納入成果品

(1) 納入物品

報告書（紙媒体） 4部

電磁記録媒体資料 1部（CD-R 又は DVD-R）

納入する電磁記録媒体資料は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。

(2) 納入場所

林野庁森林整備部計画課海外林業協力室（農林水産省別館7階、ドアNo.別712）

6 資料の閲覧

(1) 本事業への応募に当たり、当事業に関連する過去に実施した事業の報告書については、林野庁森林整備部計画課海外林業協力室（農林水産省別館7階、ドアNo.別712。直通03-3591-8449、海外技術班）で閲覧を可能とする（閲覧時間は、行政機関の休日を除く10:00～18:00（ただし、12:00～13:00の時間は除く））。

(2) (1) について、過去の報告書は以下のアドレスからも Web 閲覧可能である。

・林野庁ウェブサイト「森林・林業分野の国際的取組」3. 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）、並びに二国間クレジット制度（JCM）での REDD+や植林の推進
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/>

- ・平成29年度途上国森林保全プロジェクト推進事業
- ・平成30年度途上国森林保全プロジェクト推進事業
- ・平成31年度途上国森林保全プロジェクト体制強化事業
- ・令和2年度途上国森林保全プロジェクト体制強化事業
- ・令和3年度途上国森林保全プロジェクト体制強化事業
- ・令和4年度途上国森林プロジェクト環境整備事業
- ・令和5年度途上国森林プロジェクト環境整備事業
- ・令和6年度途上国森林プロジェクト環境整備事業

7 その他

(1) 受託者は、業務の遂行及び情報の管理に関して、林野庁担当者と業務開始時、報告書作成時、その他少なくとも毎月1回の頻度で打合せを行う。

(2) 受託者は、監督職員の求めに応じて、事業の進行状況及び情報の管理状況の報告を行う。

(3) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務の遂行及び情報のセキュリティ対策に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。

(4) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に林野庁担当者と協議を行い、承認を得る。また、再委託先に対して、情報セキュリティが十分確保されるよう対策を実施させるものとし、再委託先との契約においてその旨を定める。

(5) 受託者は、本業務の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(6) 受託者は、3(1)ア及び3(3)の各会合への参加及び調査の実施内容については、パート

ナ一国の JCM 及び森林分野の JCM に関するこれまでの協議状況や国情等を踏まえて、林野庁担当者と協議の上決定する。

- (7) 本業務において、情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、林野庁担当者に報告し、今後の対応方針について協議する。
- (8) 受託者は、業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに林野庁担当者と協議する。
- (9) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (10) 受託者は、委託事業の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

8 参考

- (1) 気候変動枠組条約事務局のホームページ（REDD+ウェブプラットフォーム）
<http://redd.unfccc.int/>
- (2) JCM のホームページ
<https://www.jcm.go.jp/>
- (3) 森から世界を変えるプラットフォームのホームページ
https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/platform/index.html
- (4) 緑の気候基金（GCF）のホームページ
<http://www.greenclimate.fund/home>
- (5) 世界銀行森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）のホームページ
<http://www.forestcarbonpartnership.org/>

